

意見募集を通じて寄せられた全ての意見（3件）

番号	ご意見
1.	核廃棄物の処理先、保管先が決まっていない、原子力発電をこれ以上すすめる事に反対します。
2.	<p>地層処分事業では地下深部に廃棄物を埋設することから、処分場を閉鎖した後は地上での一般的な活動を可能とするようにサイトを解放することができると考えている。</p> <p>また、地上の活動に伴い、例えば地上に建物を建てる際の地盤調査や建物の杭基礎のような一般的な地下利用に対して、不必要に一般の人の権利を制約することがないように指定廃棄物埋設区域の範囲や掘削の許可の基準の考え方を示していただく必要がある。</p> <p>これは立地地域の将来計画にも影響を与えるものであり、「どの範囲」が指定され、「どの程度の期間」、「どのような行為」に対して掘削が許可されるのかは処分場の適性に関する調査を受け入れていただく地域にとっても重要な問題である。</p> <p>このため、安全確保上、合理的に必要とされる範囲や掘削の許可の基準についての考え方を早い段階で具体的に示していただくことが重要であると考えます。</p>
3.	<ul style="list-style-type: none"> ・「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」の現行第8条第1項第1号は今回の変更対象ではありませんが、第1条の2第2項第3号の変更に伴い、第8条第1項第1号の「余裕深度処分」を「中深度処分」と変更する必要があると思います。 ・「指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則」第1条第1項の「第五十九条の二十九第一項の許可」と、第2条第1項の「第五十九条の二十九第一項本文の許可」との文言の違いは、何を意味しているのですか？ また、様式第1の裏面の第51条の31第3項の冒頭の「第一項」は、他の記載箇所と同様に、算用数字で「第1項」と記載したほうが良いと思います。 ・「宅地建物取引業法施行令」の改正案の第2条の5第28号の「許可」には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第76条の「承認」は含まれるのですか？ また、同法第2条の5第28号の「許可」は、その処分の公示について同法に規定がなされていませんが、宅地建物取引業者はどのように当該処分の事実を知り得るのですか？ ・「不動産特定共同事業法施行令」の改正案の第7条第32号の「許可」には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第76条の「承認」は含まれるのですか？ また、同法第7条第32号の「許可」は、その処分の公示について同法に規定がなされていませんが、不動産特定共同事業者はどのように当該処分の事実を知り得るのですか？